

役場は 4月から 土曜日は休み

みなさんも既にご存じのように国や県の行政機関は、毎週土曜日が休みになっています。そこで、町も国や県の行政機関と歩調をとり、平成5年4月3日の土曜日から毎週土曜日を休みとさせていただきます。ただし、町民会館（月曜日休館）と東陽病院は、いままでどおり業務を行います。

休日の 行政サービス

休みの時の各種証明書の発行はできませんが、次のことについては、当直が受けを行います。

- 戸籍に関する届け出
- 出生届・死亡届・婚姻届などの受け付け
- 埋火葬許可証の発行
- 災害発生等の緊急連絡の受け付け（火災については、消防署が対応します。）

緊急時の連絡や防災行政無線の放送については、今までもどおり当直が受け付けます。

新しい 行政サービス

住民福祉課と税務課の窓口業務は、毎週金曜日だけ午後7時までを行います。な



金曜日の業務を延長する窓口業務

- お、取扱内容は次のとおりです。
- また、平日の昼休みも業務を行っていますので、ご利用ください。
- 住民福祉課
 - 各種証明書の発行
 - 各種届出の受け付け
 - 各種証明書の発行
 - 税金の納付

3月14日(日)は 千葉県知事選挙の投票日(予定)です

任期満了に伴う千葉県知事選挙は、2月22日告示、3月14日投票の予定になりました。これに伴い、町でも次のように投・開票の予定をしていますので、みなさんの声を県政に反映させるためにも、是非投票しましょう。



投票

- 時間 午前7時～午後6時
- 投票できる人 昭和48年3月15日までに生まれた日本国民のうち
- ①従来から引き続き当町に住民登録をしてある人
 - ②平成4年11月21日迄に当町に転入し住民登録をした人。
- ※11月22日以後の転入者は、光町では投票できません。県内からの転入者で、前住所地に名簿登録のある方は、住民福祉課窓口で発行する証明書を持参すれば、前住所地で投票できます。

不在者投票

- 3月14日の投票日に、仕事・旅行・出産予定等やむを得ない用務で投票所に行けない方は、前もって不在者投票ができますのでご利用ください。
- 期間 2月22日～3月13日 午前8時30分～午後5時（土・日曜日受付ます）
- 場所 役場1階会議室
- 持参するもの

印かん（入場券が届いている場合は持参してください）

※病院等に入院中の方は、そこが不在者投票のできる施設であれば、その場所で投票ができますので、病院等にお尋ねください。

郵便投票

身体に重度の障害があり、身体障害者手帳をお持ちの方で、一定要件に該当する方は、自宅で郵便により投票する制度があります。手続きに期間がかかりますので、郵便投票証明書をお持ちでない方はお早目にお申し出ください。

開票

- 日時 3月14日 午後7時
- 場所 役場2階会議室



成人祝賀会で、選挙の啓発をする飯島選挙管理委員会委員長